

【解説】 ICA アーキビスト倫理綱領 (ICA Code of Ethics)

ICA アーキビストの倫理綱領 (ICA Code of Ethics) は、1996年9月、第13回 I C A 北京大会において採択されたものである。ICA では、この倫理綱領採択にあたり、「世界規模の議論を活気づけ、その理念を根づかせるよう奨励する」旨の勧告をおこなった。

綱領の作成は、1993年、ICA 円卓会議メキシコシティ大会で始まった。全史料協も属する ICA 専門家団体部会 (SPA) にアーキビスト倫理綱領起草プロジェクトが作られ、そこで綱領の案文が起草された。これに先立つものとしては、1980年代の米国アーキビスト協会の「アーキビストの倫理綱領」などがあげられる。

倫理綱領は、「はじめに」(前文)と「倫理綱領」(本文)の2部で構成されている。「はじめに」では、目指す理念、アーキビストの定義、倫理綱領の適用対象機関等の枠組等、前提条件ともいべき事柄が6項目で記されている。「倫理綱領」では、10項目にわたって、主文でアーキビストが目標とすべきところを述べ、続いてそれを実務にどのように反映させるべきか説明している。

倫理綱領は、英国のアーキビスト、マイケル・ローパー氏によると、真に専門職であるための要件であるという。小川千代子氏は、アーカイブにかかわる人にとって、その専門家の立場や求められる行動規範がどのようなものかを知るための良い手がかりになると述べている。

全史料協では2006年度からこれをHPに掲載し、すでに5年にわたり普及に努めてきている

参考：『DJI バイマンズリーレポート』 No.39, 2001年7月15日